


所管部課	福祉部 福祉推進課	部長	吉沢寿子		
件名	東大和市介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱について				
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関	高齢介護課			
<p>1. 要旨</p> <p>平成28年4月1日付け東大和市組織規則の改正に伴い介護サービス事業者の指導等に関する事務が高齢介護課から福祉推進課へ移管された。</p> <p>ついては、介護サービス事業者等の指導及び監査を適正に行うため、東京都が定めた介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱に準じ、東大和市介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱を定めるものである。</p> <p>(1) 主な内容 指導及び監査に係る目的、方針及び実施方法等</p> <p>(2) 施行日 市長決裁日とする。</p> <p>(3) 影響及び効果 介護サービス事業者等に対する指導及び監査を実施することにより、介護サービスの質の確保及び適正な介護保険給付等を図ることができる。</p>					
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>平成28年4月1日 東京都介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱の改正</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>(1) 介護サービス事業者等に対する指導及び監査については、介護保険法に基づき東京都及び区市町村が各々の役割に応じて実施している。</p> <p>(2) 地域密着型サービス及び介護予防支援事業については、市が指導及び監査を行うほか、市のみが指定及び処分に係る権限を有する。</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議への報告後、速やかに要綱制定手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。